

労働者災害補償保険法

問題2 次の文中の [] の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 最高裁判所は、遺族補償年金と損害賠償請求権との調整が問題となった事件において、次のように判示している。

「遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の填補を目的とする保険給付であり、その目的に従い、法令に基づき、定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされている。被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、または支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するにあたり、遺族補償年金につき、その填補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり、かつ、[A] を有する逸失利益等の [B] との間で、[C] を行うべきものと解するのが相当である。

被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、その填補の対象となる損害は [D] に填補されたものと法的に評価して [C] をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである。」

2 最高裁判所は、休業補償給付の支給対象となり得るかが争われた事件において、次のように判示している。

「法14条1項に規定する休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあって賃金を受けることができない場合に支給されるものであり、右の条件を具備する限り、その者が休日又は出勤停止の懲戒処分を受けた等の理由で [E] についても、休業補償給付の支給がされると解するのが相当である。」

選択肢

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 労務に服することができない日 | ② 損害の均等負担 |
| ③ 相互補完性 | ④ 損賠賠償を請求した時 |
| ⑤ 損害の賠償 | ⑥ 労働者が業務災害を被った日 |
| ⑦ 遺族補償年金を請求した時 | ⑧ 機会損失の補償 |
| ⑨ 損益相殺的な調整 | ⑩ 二重填補 |
| ⑪ 雇用契約上賃金請求権を有しない日 | |
| ⑫ 代替性 | ⑬ 不法行為の時 |
| ⑭ 儲値同一性 | ⑮ 過失相殺的な調整 |
| ⑯ 合理的関連性 | ⑰ 遺族補償年金が支給された時 |
| ⑱ 退職が確定している場合 | ⑲ 消極損害の元本 |
| ⑳ 公平な負担割付 | |

解答 フォーカスシステムズ事件（最大判平27.3.4）、浜松労基署長（雪島鉄工所）
事件（最1小昭和58年10月13日）

- A ③ 相互補完性
- B ⑯ 消極損害の元本
- C ⑨ 損益相殺的な調整
- D ⑬ 不法行為の時
- E ⑪ 雇用契約上賃金請求権を有しない日